

第3子以降の保育料無償化します

第3子以降の児童を養育する多子世帯の保護者の経済的負担を軽減し、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進するため、第3子以降の令和7年9月分以降の保育料を無償化します。保護者の市町村民税額や兄弟の年齢にかかわらず、保護者と生計を同じくする年長者から数えて3番目以降の児童の保育料が無償となります。

■ 無償化の要件

柳川市に居住し、次の要件全てを満たす場合

- ①保護者と生計を同じくし、監護する子どもが3人以上いる
- ②年長者から数えて3番目以降の児童の4/1時点の年齢が0～2歳
- ③保護者に保育の必要性があり、②の児童が届出保育施設や、企業主導型保育事業所を利用している。

※②の児童が認可保育施設利用の場合は、特段必要な手続きはありません。

■ 上記要件に該当の場合は、以下の手続きを行ってください。

① 柳川市に「多子世帯利用給付認定」を申請する

※保育の必要性を証明する書類を添付して、多子世帯の利用給付認定の申請を行い給付認定を受けてください。

② 利用施設に毎月の保育料を支払う

③ 柳川市に給付費を請求する

※利用施設に保育料を支払ったことを証明する書類を添えて、柳川市へ給付費を請求してください。

※市は、保護者が負担する「保育料」を上限額の範囲内で給付費として保護者に支給します。保護者が負担する保育料が上限額よりも低ければ、実質的には保育料の無償化となります。（行事費や絵本代等は保護者負担）

※上限額は利用施設や年齢で異なります。

届出保育施設利用の場合	月額	42,000円
企業主導型保育事業所利用の場合	0歳児月額	37,100円
	1・2歳児月額	37,000円

※市内の届出保育施設等を利用の方 →→→ 利用施設へ

※市外の届出保育施設等を利用の方 →→→ 市子育て支援課まで、ご相談ください。

【問い合わせ先】

〒832-8601 福岡県柳川市本町87番地1 柳川市役所子育て支援課13番窓口

TEL : 0944-77-8523 FAX : 0944-73-9211

E-mail : kosodate-40207@city.yanagwa.lg.jp